

鳥取県私立中学校教育振興補助金算出基準

1 用語の定義

- (1) この基準において、生徒単価とは、一般事業における生徒1人当たりの補助単価をいい、学校単価とは、一般事業における私立中学校1校当たりの補助単価をいう。

2 鳥取県私立中学校教育振興補助金の額

鳥取県私立中学校教育振興補助金の額は、次に定める一般事業補助額とその他事業補助額の合計額とする。

(1) 一般事業補助額

アにより算出した額とする。(アにより算出した額が、当該学校の前年度の一般事業補助額0.95を乗じた額より低い場合は、前年度の一般事業補助額に0.95を乗じた額とする。)

但し、完成年度(初めて卒業生が出る年度。以下、同じ。)に至っていない中学校については、イによる額とし、完成年度に至った中学校については、アによる額とする。

ア 基準額の算出

次に定める生徒単価に当該年度の5月1日現在の生徒数(全学年の収容定員の合計の110%を超過した生徒数は除く。)を乗じた額と学校単価の合計額とする。

| | |
|------|-------------|
| 生徒単価 | 362,000円 |
| 学校単価 | 10,767,000円 |

イ 完成年度に至っていない中学校の取扱い

別途、通知する額若しくは、当該年度対象経費決算額の1/2のいずれか低い額

(2) その他事業補助額

次の各区分に係る配分方法により算出した額の合計額とする。

| 区分 | 配分方法 |
|-------------------|--|
| 経営改善支援事業 | 補助対象経費の3分の1の額。 |
| 土曜日授業実施校への助成事業 | 補助対象経費の2分の1の額。 |
| アクティブラーニング推進事業 | 補助対象経費の4分の3の額。 ※国の補助金を活用する際は、補助対象経費の4分の1の額。 |
| 授業目的公衆送信補償金への助成事業 | 補助対象経費の3分の2の額。 |
| 運営費原油高騰対策事業 | 定額 |

3 補助金の額の調整

- (1) 学校法人又はその設置する中学校が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該高等学校の一般補助額の2割を上限に、その状況に応じ相当の減額をするものとする。

ア 法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。

イ 借入金の償還が適正に行われていないこと等により、財政状況が健全でないとき。

ウ 学校内でのいじめ・体罰等問題又は生徒・保護者からの苦情等に対して、改善に向けての適切な対応が行われないとき。

エ その他教育条件又は管理運営が適正を欠くと認められるとき。

(2) (1)に定めるもののほか、学校法人又はその設置する中学校における経営管理状況、財政状況、事務処理状況等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、当該学校法人又はその設置する中学校について、所要の調整をするものとする。

附 則

- 1 この算出基準は、平成12年6月8日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 この算出基準の施行後3年を経過したときは、この算出基準の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをするものとする。

附 則

この算出基準は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成13年9月21日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成16年6月10日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成19年5月22日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

(施行期日)

この算出基準は、平成20年5月29日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成21年12月17日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

この算出基準は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

(一般補助事業補助額)

この算出基準の2私立中学校教育振興補助金の額(1)一般事業補助額前段の括弧内の規定は平成28年度及び平成29年度分の補助金のみに適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成28年5月26日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

(一般補助事業補助額)

この算出基準の2私立中学校教育振興補助金の額(1)一般事業補助額前段の括弧内の規定は平成28年度及び平成29年度分の補助金のみに適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

(一般補助事業補助額)

この算出基準の2私立中学校教育振興補助金の額(1)一般事業補助額前段の括弧内の規定は平成31年度及び平成32年度分の補助金のみに適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和4年6月17日から施行し、令和4年度分の補助金のみに適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。